

平成23年3月17日

1. 出席議員

議長 牟田 勝 浩
1 番 朝 長 勇
3 番 上 田 雄 一
5 番 山 口 良 広
7 番 宮 本 栄 八
9 番 石 橋 敏 伸
11 番 上 野 淑 子
13 番 山 崎 鉄 好
16 番 小 柳 義 和
19 番 山 口 昌 宏
21 番 杉 原 豊 喜
23 番 黒 岩 幸 生
25 番 平 野 邦 夫

副議長 小 池 一 哉
2 番 山 口 等
4 番 山 口 裕 子
6 番 松 尾 陽 輔
8 番 石 丸 定
10 番 古 川 盛 義
12 番 吉 川 里 巳
14 番 末 藤 正 幸
17 番 吉 原 武 藤
20 番 川 原 千 秋
22 番 松 尾 初 秋
24 番 谷 口 攝 久
26 番 江 原 一 雄

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒 井 孝 一
次 長 松 本 重 男
議事係 長 川久保 和 幸
議事係 員 森 正 文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	角			眞
政	策	部	山	田	義	利
営	業	部	渕	野	尚	明
営	業	部	林		和	幸
く	ら	し	古	賀	雅	章
ま	ち	づ	森		信	公
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	川	内	野	夫
会	計	管	國	井	雅	裕
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	松	尾	満	好
財	政	課	中	野	博	之
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	大	曲	洋	一
農	業	委	西	村	益	生

議 事 日 程 第 6 号

3月17日（木）10時開議

日程第1	決議第1号	東北地方太平洋沖地震の支援に関する決議（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第2	第3号議案	武雄市過疎地域自立促進特別事業基金条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第4号議案	武雄市部設置条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第6号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第10号議案	新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その4）工事請負契約の一部変更について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第11号議案	新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その5）工事請負契約の一部変更について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第20号議案	平成22年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回） （産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第21号議案	平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第1回） （産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第30号議案	平成23年度武雄市競輪事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第31号議案	平成23年度武雄市給湯事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第32号議案	平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第5号議案	武雄市特別会計条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第7号議案	武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第8号議案	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第15	第9号議案	武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例 (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第16	第13号議案	平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第4回) (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第17	第14号議案	平成22年度武雄市老人保健特別会計補正予算(第2回) (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第18	第15号議案	平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回) (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第19	第24号議案	平成23年度武雄市国民健康保険特別会計予算(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第20	第25号議案	平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第21	第16号議案	平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第22	第17号議案	平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第23	第18号議案	平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第2回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第24	第19号議案	平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第25	第22号議案	平成22年度武雄市水道事業会計補正予算(第3回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第26	第26号議案	平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第27	第27号議案	平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計予算(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第28	第28号議案	平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第29	第29号議案	平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第30	第33号議案	平成23年度武雄市水道事業会計予算(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第31	第34号議案	平成23年度武雄市工業用水道事業会計予算(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第32	第12号議案	平成22年度武雄市一般会計補正予算（第12回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第33	第23号議案	平成23年度武雄市一般会計予算（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第34	第35号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第35	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第36	第36号議案	平成22年度武雄市一般会計補正予算（第13回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第37	意見書第1号	J K A 交付金制度の改善を緊急に求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第38	意見書第2号	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第39	議提第1号	武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第40	被災者支援特別委員会設置の件	（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第41	閉会中継続審査申出について	（請願第1号）（議決）
日程第42	閉会中継続調査申出について	（各委員会調査事件）（議決）

開 議 10時

○議長（牟田勝浩君）

おはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第35号、第36号議案及び諮問第1号、並びに議員から提出されました意見書第1号、第2号及び決議第1号を追加上程いたします。

議事に入ります前に、東北地方太平洋沖地震と、それに伴う津波の犠牲になられた方々の御冥福を祈り黙禱を捧げたいと思います。御起立をお願いします。

〔黙 禱〕

黙禱を終わります。

それでは、ここで市長より東北地方太平洋沖地震に対する今後の対応等についての報告を

お願いします。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

おはようございます。議長のお許しを得て、私からこれまでの地震に対する支援策等を中心に、そしてこれからの支援策について、特に議会の皆様方へのお願いを私のほうからさせていただきます。

3月11日金曜日14時46分、マグニチュード9.0という過去最大の規模、そして、人知を越える災害が、日本を、特に東北関東地方を襲ったことは皆様方も御案内のとおりであります。重ねてではありますけれども、被災者の皆様方に対するお見舞い、そして、お亡くなりになられた方々へ心から哀悼の意を武雄市民を代表いたしましてお見舞いを申し上げたいと思います。そして、一日も早い復興を願うばかりでございます。

それでは、これまでの支援の取り組みについて私から報告をさせていただきます。

まず、金銭的支援であります。市民、各団体による街頭募金、これは、ゆめタウン武雄店の御協力を得て行いましたけれども、去る3月12日、13日に行いました。その他団体での取り組み、企業からの義援金の申し出、団体による募金の取り組み——これは婦人会、消防団でございますけれども行っていただいております。そして、店舗での募金箱の設置、武雄市議会、職員互助会など多数の個人、団体、企業からの支援を今のところいただいております。

今後の取り組みでございます。各区長さんを通じて住民の皆様からの募金を行いたいと思います。そして、市施設に募金箱の設置を今のところ行っております。具体的な場所につきましては、市役所、両支所、文化会館、図書館、各町公民館でございます。

次に、物資の支援であります。市から災害備蓄品を既に被災地に送付を済ましております。出発式を行いました3月14日月曜日正午に出発をし、15日火曜日の午前中に現地に到着しております。無事に到着したことを報告させていただきます。

その際の中身でございますけれども、アルファ米、おかゆ、ミネラルウォーター、非常用給水袋、13トントラックで運ばせていただきました。この件につきましては、現地からも非常に高い評価をいただいておりますし、私どもとしては今ある備蓄を切り崩してでも2弾、3弾と、議会の御協力を得てまた運ばせていただきたいと、このように思っておりますので、また詳細を詰めてから議会に御報告を申し上げたいと思います。

今後の取り組みでございますけれども、今、多くの温かい市民から支援物資の提供がございます。保存食、水、その他飲料、生理用品、粉ミルク、紙おむつ、毛布、タオル。本件につきましては、佐賀県の窓口と相談をしながら、何が現地に必要なのかということを含めて、私どものほうからも議会、市民各位にさらにお願ひする次第でございます。

人的支援でございます。国、現地からの要請が第一でありますけれども、基本的に、これは県レベルでの統一対応等に応じて行動をさせていただこうと思っております。要請があった場合に、早急に対応できるよう体制を整備しております。

まず、これも議会の皆様方に御礼を申し上げたいと思います。いち早く、直ちにもう出発対応できる議員、黒岩議員を初めとして多くの議員さん方にこのような御厚意をいただいたこと、これも市民を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げますとともに私、職員も現在のところ、17名ボランティア要員として登録をしています。これも議会と私ども職員と力を合わせて災害に遭われた被災者の皆様方の一助になるべく、行動をさせていただきたいと思っておりますが、ただ、これは重ねてではありますけれども、現地からの要請、そして私、並びに議長が安全と判断した地域に限り派遣をさせていただこうと思っておりますので、ぜひ議会、市民各位の御理解をお願いしたいと思っております。

そして、きのう、牟田議長と一緒に記者会見をさせていただきましたけれども「武雄市タウンステイ構想」であります。これは、佐賀新聞等にももう掲載をされておりますけれども、タウンステイ、柱になるのが幾つかありますけれども、重ねて御説明を申し上げます。

まず、ホームステイの受け入れでございます。ホームステイの受け入れ、これは市民の皆様方、議会の皆様方にもお願いですけれども、最低2週間以上の受け入れをお願いしたいと思っております。私を含めて職員、そしてもうこれは重ねてお願いですけれども、やはり議員各位全員にホームステイのお願いをさせていただきたいと思っております。ぜひ私ども政治家は率先してこの難局に当たるべく、提供をお願いしたいと思っております。

次に、公共施設、住宅の提供であります。市営住宅のあいている戸数、今、詳細を調査しておりますけれども、10戸ほどあるそうです。市営住宅、自治公民館——自治公民館も100以上の公民館がありますけれども、目標は半分、50を目標にして、ぜひ御協力をお願いしたいというふうに思っております。そして市内の国、県、市の施設、公共的施設、これは社会福祉施設もそうでありますけれども、広い意味での公共的施設。そして、これはお寺等を想定しておりますけれども、あと旧西川登保育園とか、その他、受け入れ可能な施設について、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。そして、旅館、ホテル。武雄市はもう御案内のとおり全国有数の観光地でありますので、旅館、ホテルでの受け入れ。これについては議会のまた御理解を得て、一定の公費負担をさせていただこうと思っておりますので、重ねてではありますけれども議会の御理解、御協力をお願いしたいと思っております。

そして、何よりもやはり子どもたちであります。これはもう新聞各紙で報じられているとおり、同じ日本で全うな教育を受けられないという状況にもなっています。そういった意味から、やはり私どもは、これは教育委員会の御協力を得ながら市内幼保、小・中学校で、途中編入も含めて定数を超えてでも、学ぶ場をぜひ提供したいと思っております。

そして、これもネックになっております。いろんな話を聞くと、例えば東北から武雄までなかなか来れないよということ、気力もないしお金もないという方々も多数いらっしゃいます。そういった中で、私どもといたしましては、義援金、今多く、きょうも義援金を各団体から私どものほうにお寄せいただきましたけれども、その与えていただいた皆さんの御

理解を得ながら、この義援金の一部を活用し、被災地の皆様方の移動の費用を助成させていただきたいと思っておりますので、これも議会、市民各位の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。この「武雄市タウンステイ構想」におきまして、武雄市全体で人口の2%に当たります1,000名を受け入れたいと思っておりますので、ぜひ情報発信も含めてお願いをしたい。

そして、きょうはユーストリームでも流れていますので、あえて申し上げますけれども、本日付で「被災者支援課」を立ち上げました。被災者支援課を立ち上げ、電話番号は0954-23-9122、0954-23-9122であります。

2つお願いがあります。1つは、被災に遭われている皆さん、この声、姿が届いたらぜひ私どもにお電話を賜りたいと思っております。私たちは、皆さんたちを同じ日本国民として、そして本当に同じ時代を過ごした人間として、何らかの応援をしたいと思っております。これは、きょう、私の目の前にいらっしゃる議会総意であります。ですので、ぜひ本当にお気兼ねなく、心置きなくお越しいただきたいと思っております。

そして、市民の皆様へのお願いであります。本日付できょう8時半から、もう市内各地、各所よりホームステイの自分の家を提供したい、あるいは、あいているアパートを提供したいという温かいお声が寄せられておりますので、ぜひ先ほど申しあげました0954-23-9122まで協力をお願いしたいと思っております。これが武雄市タウンステイ構想であります。

次に、これを支える担当部署の設置、先ほど申しあげましたけれども、本日付で12名体制となる被災者支援課を設置いたしましたところであります。本日朝から皆様方の――被災者の皆様方、そして、武雄市からのホームステイ等の受け入れについての連絡調整の任に当たっております。課長は山田理事、参事は蒲原、被災者支援係として、市民協働課全員、企画課全員、そして観光課から1名の応援、文化学習課から1名の応援ということで、総計、先ほど申しあげたとおり12名体制をとっております。

そして、後ほどまた別途御説明を申し上げますけど、これらを支えるための補正予算として補正額1,000万円計上しておりますので、ぜひ慎重審議の上、速やかな成立をお願いしたいと思っております。

そして、最後になりますけれども、議員各位への改めてのお願いであります。2点ございます。1つは、先ほど申したとおり、私どもは政治家であります。そういった意味で、やはり皆さんたちが困っておられるという観点から、ぜひホームステイ先の受け入れをお願いしたいと思っております。どうしても御家庭の都合でなかなか自分のところは厳しいと、介護の関係で厳しい等々もあると思っております。ですが、その場合も御親戚であるとか、本当に親しい方にお声がけをしていただきたいと思いますと思っております。

そして、次のお願いであります。自治公民館でございます。これについては集会所も含めてかなりの数があります。したがって、この使用に関して区長の皆様方へ、あるいは公民館

長の皆様方への使用の働きかけをぜひ地区の議員さんたちをお願いをしたいと思っておりますし、その連絡調整は、最終的には私ども被災者支援課で行いますので、これもお願いばかりで恐縮ですけれども、切にお願いをする次第であります。

終わりになりますけれども、今回の地震、本当に未曾有の大災害でございます。本当に武雄市がやはり同じ地方公共団体の仲間として何ができるか、今できることを速やかにやることこそが、私ども自治体に求めていることでもあります。これは小さなことかもしれません。しかし、これをきっかけとして、全国さまざまなところに我々の動きが広まることを最後にお願ひ申し上げて、それを祈念申し上げまして、市民を代表いたしまして私からの願ひと御報告にかえさせていただきます。よろしく願ひします。

○議長（牟田勝浩君）

ありがとうございました。

日程に基づき、議事を進行します。

日程第1 決議第1号

日程第1. 東北地方太平洋沖地震の支援に関する決議を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○筒井議会事務局長

それでは、朗読いたします。

決議第1号

東北地方太平洋沖地震の支援にする決議（案）

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大を記録し、地震と津波による被害は甚大なものとなっています。

本市議会は武雄市民を代表し、今回の地震と津波によって犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災地の方々に心からお見舞いを申し上げます。

今回の超巨大な地震・津波、その後続く余震などに対して、いま、緊急に求められているのは、命の危険にさらされている方々、行方不明の方々の救助と捜索を行うこと、原発災害や二次被害の危険を除去するために全力をあげることです。救援の手が遅れて被害が増えることがないように迅速な対策が求められています。

そのために政府があらゆる対策を尽くすことと、被災地の方々の実態と要望に応える緊急対策を強く求めるものです。

本市議会は、今回の地震・津波・原発災害で被害を受けた方々を救援するために、物心両面でのあらゆる支援を全市民へ呼びかけるとともに、本市議会も被災地の方々の苦難に思いを寄せ、人的支援を含め、市民の先頭に立って全力で支援を行うことを決議します。

以上でございます。

○議長（牟田勝浩君）

朗読が終わりましたので、提出者より趣旨説明を求めます。15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

おはようございます。今、朗読がございましたとおり、本市議会は、今回の地震・津波・原発災害で被害を受けた方々を救援するため、物心両面でのあらゆる支援を全市民に呼びかけるとともに、本市議会も被災地の方々の苦難に思いを寄せ、人的支援を含め、市民の先頭に立って全力で支援を行うという趣旨でございます。よろしく御賛同ください。

○議長（牟田勝浩君）

お諮りいたします。本決議案は全議員によるものであります。この際、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

これより決議第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が各委員長から提出されております。日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第2～第4 第3号議案～第6号議案

日程第2. 第3号議案 武雄市過疎地域自立促進特別事業基金条例より、日程第4. 第6号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

以上の3議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず、第3号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

まず、今回の地震と津波によって犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意をあらわすとともに、被災の方々に心からお見舞いを申し上げ、総務常任委員会としても黙禱を捧げさせていただいたことを、ここで御報告をさせていただきます。

それでは、まず本委員会に付託されました第3号議案 武雄市過疎地域自立促進特別事業基金条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する事業の円滑な運営を図る

ための基金を設置するもので、法第12条第2項に規定する事業、過疎債、ソフト事業の財源とする基金積み立て条例であり、本件、慎重審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第4号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第4号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、組織機構の見直しに伴い条例を改正するもので、現在の政策部に属する課のうち、つながるための施策を行う課に位置づけられる秘書広報課、企画課、市民協働課、男女参画課、お結び課をまとめ「つながる部」を設置することで、住みよい武雄市の実現に取り組むとの説明でありました。

慎重審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第6号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第6号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、身体障がい者に対する軽自動車税の減免対象の範囲を拡大するための改正で、これまで年齢等の制限があったものが今回の改正で年齢区分がなくなるものとの説明でございました。

委員からは、軽自動車と普通乗用車の両方は適用できないかとの質疑で、両方の適用はなく、県の自動車取得関係の条例も、21年度から年齢制限がなくなり、改正されているとのことでありました。また、これはあくまでも上位法の改正で、軽自動車税の減免による影響額は交付税で措置されるのかという質疑もございまして、答弁では、上位法の改正であり、影響の分に関しては交付税措置がなされるとの答弁でありました。

以上、慎重審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上でございます。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行いたい
と思います。

まず、第3号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第4号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第6号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5～第11 第10号議案～第32号議案

日程第5. 第10号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その4）工事請負契約
の一部変更についてより、日程第11. 第32号議案 平成23年度武雄市新工業団地整備事業特
別会計予算までを一括議題といたします。

以上の7議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過

並びにその結果について順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

〔山崎議員退席〕

まず、第10号議案及び第11号議案について、関連しておりますので一括して報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。今議会で本委員会に付託されました第10号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その4）工事請負契約の一部変更について、並びに第11号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その5）工事請負契約の一部変更について、審査の経過と結果を申し上げます。

平成22年7月から9月にかけて異常な気象、高温少雨が続き、盛土工事などに必要な水分が不足をし、十分な転圧ができなかったという状況に加えて、当該工事において、当初の予測より浅い部分から中硬岩が露出し、また、その中硬岩が末広がりになっていた状況があり、その処理に相当な時間を要するため、当初の工期内完了が困難という説明を受け、現場においてもその中硬岩の露出が目視できました。そういう状況から、工期を3月28日から176日延長して9月20日までとするものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第20号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

第20号議案 平成22年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

平成22年度において、7年ぶりに給湯の使用量が増加し、給湯使用料で236万円の増額が見られました。

委員会として、執行部の努力を評価し、さらなる増加に期待するものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第21号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

第21号議案 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正では、新工業団地整備事業の精算に伴う補正と繰越明許費の計上でございます。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第30号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

第30号議案 平成23年度武雄市競輪事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

4月の共同通信社杯春一番を含み、19節、58日間の開催予定。車券発売金は、共同通信社杯で100億円、F-I開催を含む通常開催で40億6,000万円の総額140億6,000万円を見込んでいるとの説明を受けました。

委員会として、4月に開催予定の共同通信社杯が昨今の景気低迷、全国的な競輪車券の減少に加え、東北地方における震災で開催も危惧されるところですが、ぜひ成功を願うものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第31号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

第31号議案 平成23年度武雄市給湯事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

給湯使用料では、今年度の実績を踏まえ、給湯の供給湯量を6万トンが見込まれ1,770万円の計上。また、老朽化した泉源テレメーターの取りかえ工事費231万円が工事請負費として計上。給湯施設の大規模な改修に対処するため、給湯事業基金への積立金200万円を一般

会計への繰出金として、600万円などの説明がございました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第32号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

第32号議案 平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入では、新工業団地整備事業県負担金で起債償還利子の県からの負担金として1,384万円を、一般会計繰入金で利子償還における県負担金充当残額1,469万7,000円を一般会計からの繰入金として計上。

歳出において、平成21年度、平成22年度の借り入れ分、また平成22年度から繰り越して平成23年度に借り入れる起債の償還利子2,853万7,000円の説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第10号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第10号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第11号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長報告のとおり可決されました。

〔山崎議員戻席〕

続いて、第20号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第20号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第20議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第21号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第30号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第30号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第31号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第31号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第32号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対、討論省略」と呼ぶ者あり〕

〔19番「議長、議事進行」〕

19番山口議員

○19番（山口昌宏君）

ただいま反対という声が江原議員のほうから上がりました。江原議員は産業経済常任委員会の委員であります。そういう中で、委員長報告は全会一致ということで報告がなされております。それを委員である方が反対ということを言われましたので、その辺についての議長の精査をよろしくお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

暫時休憩いたします。この際、10分程度休憩したいと思います。

休	憩	10時34分
再	開	11時12分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど19番山口昌宏議員から議事進行が出ました。これにつきましては、委員会欠席で、そのまま本会議で反対を表明するのはいかがなものかという議事進行でした。

山口裕子産業経済委員長等に話を聞きましてところ、委員会の欠席は出ていたと。さらに委員長の配慮で、内容の分を何回か連絡して異議がございますか、いろんな内容がありますかという確認までされた上での全会一致ということで報告されました。そういう中で、26番江原議員が本会議のほうで先ほど反対をされました。

当議会は、委員会付託主義をとっております。ですから、先ほどの委員長報告の発言は重いものでございます。ですから、先ほど山口委員長が報告された部分で、さらに江原議員に配慮して何度も聞いた分は大変重いものがあると思うので、委員会でそういうことあった分、ここで委員会の配慮を欠いたということは大変遺憾なことでありますので、強く注意したいと思いますし、先ほど話も出ました、この議会としてどうするかというところで、先ほど反対という声が上がったところで省略と言われたことで、私自身、討論をお願いしますというところでちょうど議事進行が出ましたので、討論がある方は討論をしていただきたい。これからも討論ございますか、反対の方はできるだけ——できるだけといいますか、討論をしていただくようにしたいと思います。いかがでしょうか。（発言する者あり）はい、そうです。そういう形でとっていきたいと思います。

議事を進行します。討論を続けます。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

休憩時間をとらせていただきまして、申しわけありません。先ほど、22号議案（282ページで訂正）の平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算、これは新産業集積エリア

が最初事業を立ち上げるとき以来、今の不況……（発言する者あり）何が。

○議長（牟田勝浩君）

32号議案。

○25番（平野邦夫君）（続）

済みません、32号議案に訂正します。

32号議案ですね、平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算に、反対の立場から討論をしたいと思います。

一般会計の中で市税の落ち込みだとか、そういったことがありましたので、いかに地域経済を活性化させるかという立場から討論の中に入れておりましたけれども、ここで討論をしておきたいというふうに思います。

1つは、今、雇用情勢というのが極めて深刻だというのは、どこの自治体でも、あるいは勤労者はもちろんのこと重大関心があり、そこにいかに政治の光を当てていくかというのは大事な行政の課題だというのは言うまでもないところであると思います。

ここに、企業進出状況及び雇用状況、これは平成18年から平成22年までの5年間の佐賀県全体の進出企業と雇用の関係を表にしたものの資料を県からいただきました。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

いいです、続けてください。

○25番（平野邦夫君）（続）

耳ざわりのするけん。

それで、県内あるいは武雄市に進出してくる企業との進出協定等々を結ぶときでも地元の雇用を確保する、地元の人たちを優先的に採用する、これは市長もこの間、議会でも答弁されてきたところですね。しかし、実際には雇用の形態、雇用条件等々を考えますと、既に若木工業団地で操業している会社にしても、25%を超える人たちが契約社員という極めて不安定な状況で働いておられるというのが現実であります。この県内の進出企業数というのは86社、この平成18年から平成22年までの5年間の累計ですけれども、86社。もちろん進出協定の中に新規地元雇用、これは計画数を出してもらおうということからすると、新規の地元雇用、これが5,459名。新規の地元雇用の実績を見ますと、5,459名の協定を結んでいるんですけれども、実際には3,674名、この中で県内が2,719名、ここまではいいわけですけれども。

問題は、県内雇用のうちの正規職員、正規職員を見ても1,604名、これは41%の人たちが、いわば非正規の労働者です。今の雇いどめだとか、いわば労働者派遣法で言えば、3年たてば正社員に採用するという法律があるわけですけれども、いわば2年11カ月で雇用打ちどめと、そして1カ月休んで、さらに再雇用という形の非正規の労働者がふえてきております。いわば働く人たちの3人に1人が非正規労働と、特に深刻なのは20代、30代、若い

人たちが2人に1人がフリーターであってみたい、アルバイトであってみたい、まさに非正規なんですね。ですから、地元若い人たちが安心して働ける企業、これを誘致するというのは、いわば当然なんですけれども、地元の中小業者を元気づけていくということとあわせて、そちらのほうでの雇用の確保、そのためには中小企業に対する国の予算をふやしていかなくちゃいけないわけなんですけれども、いかに内需を拡大していくかという観点からしますと、雇用というのがまず前提に必要なのではないかと。そういった意味では、今後、工業団地を今進めているわけなんですけれども、今の不況の中で、いわゆる輸出大企業というのはどんどん需要のあるところに、海外に出て行ってしまふ。それも一つの雇用を悪化させていくその要因となっております。

そういった意味では、この事業については極めて慎重に、もちろん地元優先で雇用する条件は当然その協定の中に結ばれていくんでしょうけれども、事業も進んでいるわけですからね。そういう観点で対応をしていっていただきたいということを指摘して、この32号議案に対する反対の意見としたいと思います。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、産業経済常任委員会に付託をされました第10号議案、第11号議案、全会一致で賛成をしていただきました。そういう中で、今回のこの予算は今後の必要な経費ということで載っておりますので、皆さん方の、賛同の方、よろしくお願ひしますとともに、先ほどの話ではないですけれども、やっぱりこういうふうな場では2人で一人前のようなやり方じゃなくって、ぴしゃっとした討論、採決ということでしていただきたいと思い、賛成の立場から討論をさせていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひします。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

討論をとどめます。

これより第32号議案を採決いたします。本案は御異議がございますので、起立による採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

〔19番「議長」〕

19番山口昌宏議員

[19番「議事進行でいいですか」]

はい。

○19番（山口昌宏君）

議長にちょっとお尋ねですけれども、先ほどの休憩を含めた20分ぐらいのロスタイムは何だったのでしょうか。

今、採決をされました。その採決の中で、反対ということで着席をしておられます。それであれば、先ほどの20分間のロスタイムを返してほしいですね。ちょっと議長として、その精査をしていただきたい。

○議長（牟田勝浩君）

わかりました。暫時休憩いたします。

休	憩	11時21分
再	開	11時29分

○議長（牟田勝浩君）

会議を再開します。

先ほど19番山口昌宏議員から議事進行が出ました。委員会で賛成、反対の分が出て、この本会議の部分で反対するのが、そして、先ほどの会議の話し合いのところはどうなっているんだということだったんですけれども、実際この規定上では、それで制限することはできません。しかし、道義的な部分が多々あるかもしれませんので、今後その問題についても議会運営委員会等々と話し合いながら、この件について、いろいろ調べていきたいと——調べてというか、決着したいと思います。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

ちょっと暫時休憩します。

休	憩	11時30分
再	開	11時33分

○議長（牟田勝浩君）

会議を再開いたします。

先ほど言いましたように、32号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12～第20 第5号議案～第25号議案

日程第12. 第5号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例より、日程第20. 第25号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の9議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第5号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

失礼します。第5号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果を報告いたします。

今回のこの条例は、平成20年度に後期高齢者医療制度が創設され、新制度施行後、法律の規定により、法の施行後3年間、20年度から22年度まで、老人保健特別会計を設けることと定められており、このたびその期間が経過することになりましたので、今年度末をもって廃止するものと説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第7号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第7号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、主な審査の内容と結果を報告いたします。

今回のこの条例は、地方税法施行規則の一部改正に伴う改正とのことです。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第8号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

続きまして、第8号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正についても、上位法である国民健康保険法の一部改正に伴い、条文の整備を行うものとの説明を受けております。

本件につきましても、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第9号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第9号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例についてです。

この条例は、武雄地区休日急患センターの平日夜間の診療体制の拡充と、診療報酬の規定の見直しを行うものと説明を受けております。これにより平日夜間における小児科の診療体制が拡充することです。診療報酬についても、開所されている時間帯は平日と変わらないということです。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第13号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第13号議案 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、主な審査の内容と結果を報告します。

今回の補正は、精算に伴う補正で、療養給付費や高額療養費については医療費の増加、また、出産育児諸費及び葬祭諸費については実績によるもので、増額になっております。

後期高齢者支援金、介護納付金については、拠出金額が確定したことにより減額となっております。

本件につきましても、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第14号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第14号議案 平成22年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）についてです。

主な審査の内容と結果です。この特別会計は、本年度末で廃止することになりますが、今回の補正は実績に伴う精算との説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第15号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第15号議案 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について。

この特別会計も、実績に伴う精算との説明を受けました。

本件につきましても、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第24号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第24号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計予算について、主な審査の内容と結果を御報告いたします。

保険税につきましては、被保険者の所得の落ち込みにより賦課額が減少しております。

歳出では、特定健康診査等事業費については、今年度の検診率35%を、10%アップの45%と見込んでの費用を計上、人間ドック、脳ドック、それぞれ250名を予定してあります。

本件につきましては、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第25号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第25号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算について、主な審査の内容と結果を報告いたします。

前年度の当初予算と比較いたしまして、率にして2.4%の減となっております。減となった理由としましては、所得の減少に伴うとの説明を受けております。

本件につきましては、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ございませんか。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。まず、第5号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第5号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第8号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第9号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、第13号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第13号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第14号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第15号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第15号議案を採決いたします。（「反対」と呼ぶ者あり）討論は。（「討論省略」と呼ぶ者あり）

先ほどありましたように、討論はできるだけしてください。もう一度とどめてしまいましたので、そのまま行きますけれども、次回からお願いします。

これより第15号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立による採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第15号議案は委員長報告のとおり可決されました。

先ほどありましたように、討論のときは聞こえるようにお願いします。

続いて、第24号議案に対する討論を求めます。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

第24号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計予算については、反対の立場から討論をいたしたいと思っております。

先ほど委員長報告にもありましたように、23年度の国保会計の歳入で見ますと、保険税は前年度、22年度、12億427万円。今年度は、これを比較しますと、1億441万8,000円の減というふうに歳入では出ております。払いたくても払えない世帯がふえてきている。これまでの状況から見てもかなり厳しい現実が武雄市に限らず、どこの市町村国保でも大変なことが新聞でも報道されているところです。

国庫支出金を見ますと、昨年18億6,785万6,000円、これが今年度は17億2,373万円、1億4,412万円国庫支出金も減であります。繰入金4億9,514万2,000円と、昨年に比べて1億2,115万2,000円がふえておりますけれども、それでも全体として会計を見ますと、1,931万円の減、こういう予算が組まれているわけでありまして。その中で、後期高齢者支援負担金、国庫負担金、これらが2億2,217万5,000円が計上されているわけでありましてけれども、歳入を見ますと、後期高齢者支援金が6億978万3,000円、こういう事態を踏まえて、これは昨年の12月8日に開かれた全国知事会、全国知事会は国保の広域化は問題を先送りするものだというので、全国知事会の意見がまとめられております。

持続可能な国民健康保険制度の行使に向け、国の財政責任を含めた本質的な検討を求めると、これは意見の中の抜粋ですけれども、構造的問題の議論です——これは全国知事会の意見の中身ですけれども、構造的問題の議論なき市町村国保の都道府県下改革会議の議論は、高齢者医療制度にとどまらず、市町村国保自体、どうするかの問題にまで広げられたと。市町村国保は、高齢化、低所得者層の増加により十分な保険料収入が確保できず、保険財政が恒常的に逼迫している。こうした構造的な問題について議論することなく、単に財政運営を都道府県に移しても巨大な赤字団体をつくるだけで、問題を先送りするだけであると。現状維持の国の財政責任を明確にした上で、安定した保険財政のためには公費、特に国費の拡充が不可欠である。国は現在と同程度の財政責任から一歩も踏み出していないのみならず、地方への財政影響が国より過重なものとなっている。また、現役世代に対しても過重な負担を求めるものとなっていると。

最後の、全国知事会の最後の意見ですけれども、高齢者医療制度や市町村国保のあり方をどうするか。これは国民皆保険を堅持する上で非常に重要な課題である。十分に時間をかけて国民が納得できる制度を構築すべきであるというのが、いわば……

○議長（牟田勝浩君）

24号議案ですよね。

○25番（平野邦夫君）（続）

はい、わかっていますよ。これが全国知事会の見解、意見の取りまとめであります。

今、国保会計は厳しい、結局、もとの原因をたどっていけば、この意見書の中にも書いてありますように国の財政支援、これが年々削られてきている。特に構造改革路線の中で2億2,000万円、6年間ずうっと続いてこれが減らされてきたと。結局、国保への国の財政支援も当初50%からもう現在20%台に減らされてきている。これを一般会計から値上げを抑えろとか、あるいは福岡市みたいに2年間連続して国保税を引き下げろとか、そういうところもあるわけですが、広域化を目指して準備がされているわけですが、こういった意味で国庫支出金も減らされてくる。そうすると、一般会計からの繰り入れをやめさせるというのが、いわば広域化のねらいの一つでもあるわけですね。

ですから、安定した国保会計にしていくためには、もともと所得の低い人たちで構成されている国保会計ですから、ここに国が財政支援をするのは当然だと。したがって、もとの交付制度、助成金、当面45%を目指して、年々、計画、年次的にこれを戻していく、もうこれが中心的な国保会計を持続可能なものにしていく上で大切な柱である。と同時に、佐賀県自身が独自の市町村国保への醸成をしておりますので、この県の支出も当然、市町村国保として声を上げていく、全国知事会が県一本化と、後期高齢者医療制度、あるいは国保会計も県一本化という方向を出した中で、たまったものじゃないという中身が、この先ほどの意見の紹介でした。

このことの指摘をしまして、これの24号議案に対する反対の意見とします。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

3番上田議員

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

第24号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場からの討論をさせていただきます。

今先ほど、国民の安定した国民健康保険、新しい制度をとというようなことで、いろいろとるお話をいただきましたけれども、それはそれでありまして、この国民健康保険、現行制度を持続させるためには、今回の予算をどうしても可決しなければならないと考えております。ここにいる皆さんの御賛同をいただきまして、私の討論とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第24号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立による採決を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第24号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第25号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論。（発言する者あり）先ほどと一緒にですか、討論の内容。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

今現在、これは論議されている後期高齢者医療保険制度、これは制度が発足する時点から国民の間で大問題になりました。何で75歳以上で区切るのかと、1,200万人。そしてまた、扶養から外していく、別勘定にしていく。こういう後期高齢者の医療保険制度が始まったわけですね。

この中身を見ますと、病院に行っても診療所に行っても、1カ月が500点という医療費の制約もある、上限がある。500点ということは5,000円ですよ。そういう中身がある。こういったことを国会論戦や新聞報道、テレビ報道を見ても、75歳で区切った、以上で分けたというのは、いわば何らかの慢性疾患を抱えていると、それはだれだって75歳以上になりますと病気の1つや2つは抱えていますよ。ここを、医療費を抑制するというで月500点、これに血液検査とかレントゲン等々の検査もやった方がいいんだけど、500点という枠の中におさめられて、なかなか医者も勧められないと。

また厚生労働省、その当時は自公政権でしたけれども、75歳以上というのは、やがて死を迎える世代だと、これは余計なお世話ですよ。そういうこともあって、後期高齢者医療保険制度は世論で大問題になって、そして参議院では、民主党を中心にして、直ちに廃止という決議までした。ところが、民主党政権に変わって、この後期高齢者医療保険制度が直ちに廃止されるのかと、これは廃止されない。3年後とか4年後になっていく。

ですから、私は最初からこの後期高齢者医療保険制度については、老人医療費を抑えるということと医療に差別を持ち込むということから、この制度の発足当時から反対をしてきたわけです。

ですから、直ちにこれは廃止すべきだと、そして別勘定することによって、国保会計は軽くなるという宣伝もされてきました。実際に軽くなるどころか、国保会計も厳しくなっていく、そういう矛盾が明らかになってきているわけです。したがって、民主党を中心にした政権は、これは直ちに廃止をすると。本当に高齢者に対して尊厳といますか、人間として大

事にしていくということを本当に正面に据えて、この制度を、一日も早い制度の廃止が実現することを望んで、この議案に対しては反対の立場を表明いたします。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

3番上田議員

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

第25号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

皆さんもう一緒だと思いますけど、いかなる年代においても、医療を安心して受けられる制度をとというのは、もうみんなだれもが望んでいることだと思います。ただ、今回のこの議案につきましては、先ほどと全く同様でありまして、今の現行制度を維持していくための必要な予算であります。ここにいる皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第25号議案を採決いたします。本案は異議がありますので、起立による採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第25号議案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、議事の都合上、1時20分まで休憩したいと思います。

休 憩 11時56分

再 開 13時20分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21～第31 第16号議案～第34号議案

日程第21. 第16号議案 平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）より、日程第31. 第34号議案 平成23年度武雄市工業用水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の11議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第16号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました、第16号議案 平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、歳入については、農業集落排水施設使用料や加入金等の収入増及び繰越金の確定による増額補正、歳出については、平成21年度分の消費税納入額が確定したことによる減額補正であるとの説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第17号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

第17号議案 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について御報告をいたします。

今回の補正の主なものは、歳入については、使用料や受益者負担金の収入増及び消費税の確定申告に伴う還付金等の収入増、下水道事業債の受益者負担金の見込額と事業費の減で、借入額を減額補正するとのことでした。

歳出については、需用費、委託料の不用額についての減額、公債費についても本年度の利子確定により減額するものであるとのことでした。

また、処理場建設及び管渠工事において道路改良事業との関係で、年度内完了が見込めない分の繰り越しをお願いするものであると説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第18号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

第18号議案 平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）について御報

告いたします。

今回の補正は、歳入において、浄化槽使用者件数が当初見込みを上回ったことによる使用料収入の増及び設置基数が当初見込みを下回ったことによる分担金の収入減、また、国庫補助金について、モデル事業採択で補助率が3分の1から2分の1となったことによる増額補正でございます。

歳出において、維持管理費の減と、事業費では事業申請が当初の150基より23基下回り127基の見込みとなったことによる減額補正をお願いするものであると説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第19号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

第19号議案 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）について御報告いたします。

今回の補正は、事業費の減額及び内示変更による財源の補正であり、歳入において、その内容は、国庫補助金や県補助金の内示額の変更による増額、また、事業費の減額及び国費・県費の増額等による合併特例債の減額とのことであります。

歳出においては、歳入の補正にあわせて財源補正をお願いするものであると説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第22号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

第22号議案 平成22年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）について報告いたします。

今回の補正は、収益的収入の他会計補助金を増額するものであり、水道料の高料金対策補助金の算定基礎となる資本費が、当初、1立方メートル当たり172円から167円に改正された

ことなどにより増額するものであると説明を受けました。

本件につきまして、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第26号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

第26号議案 平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算について御報告いたします。

農業集落排水は、武雄市内において現在8地区が供用しており、その維持管理費を計上しているとのことでした。

歳入において、農業集落排水施設使用料として、供用開始している8地区分を計上、また、農業集落排水事業受託事業収入として、他事業の施工に伴う下水道管移設工事の補償費を計上。

歳出において、管理業務委託料として、8地区の管理業務委託料等を計上しているとの説明を受けました。

本件につきまして、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第27号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

第27号議案 平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計予算について報告いたします。

公共下水道は、平成19年12月、川端地区から順次、供用区域を広げ、本年4月には西浦の一部を供用開始することにしており、その施設管理費を計上しているとのことでした。

平成23年度の工事は、区画整理区域内の永松・小楠地区の幹線及び枝線管渠工事費等を計上。

また、処理場の第2期建設は22年度から着手しており、23年度には土木建築工事を完了するようにしているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第28号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

第28号議案 平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算について報告いたします。

戸別浄化槽事業は、平成21年度より事業開始し、22年度末見込みで270基の浄化槽の維持管理を行うことになっております。

今回、23年度設置見込み基数180基の工事費と既設浄化槽の寄附分を合わせた戸別浄化槽の設置、使用及び維持管理についての予算を計上しているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

前年度が予定よりも基数が少なかったということで、今度またふやしてあると思うんですけども、その辺の基数ふやしに対しての議論というか、説明とかあったかどうかお聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

基数の増についての議論はいたしておりません。

○議長（牟田勝浩君）

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第29号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

第29号議案 平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算について御報告いたします。

区画整理事業は、現在、駅前の道路工事に着手しており、駅舎側は、ほぼ完成となっております。松原地区においても拡幅に着手しているところでございます。

歳出において、工事請負費として、駅前道路の県道甘久武雄線の改良工事、駅北口の交通広場整備、街区造成工事等、補償補填及び賠償金として、物件移転補償費・電柱移転費等を

予算計上しているとの説明を受けました。

本件につきまして、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第33号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

第33号議案 平成23年度武雄市水道事業会計予算について御報告いたします。

収益的収支において、収入では、一般会計からの補助金の減、支出では、人件費、委託料、企業債の償還利息の減を見込んでいるとのことでした。

資本的支出においては、昨年9月議会で債務負担行為を議決していただきました、若木町の第2浄水場のかき寄せ機の取りかえや老朽化した配水管の布設がえ、旧市町間の配水管接続工事などを含めた工事費等を予算計上しているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第34号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

第34号議案 平成23年度武雄市工業用水道事業会計予算について御報告いたします。

工業用水道事業の23年度業務の予定量として、給水事業所数は前年度と同じく3事業所、年間総給水量は契約水量の増加により、増加を見込んでいるとのことでした。

また、他会計からの補助金として、前年度5,700万円に対し、23年度は5,400万円を一般会計から受けるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第16号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第17号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第18号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第22号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第26号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第26号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第26号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、第27号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第27号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第28号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第29号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第29号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第33号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第33号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第34号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対、討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第34号議案を採決いたします。

本案は、御異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第34号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第32～第33 第12号議案～第23号議案

日程第32. 第12号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第12回）及び日程第33. 第23号議案 平成23年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

以上の2議案は、各所管の常任委員会に分割付託しておりましたので、まず最初に、総務常任委員長にその審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第12号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第12号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第12回）について、審査内容と結果を御報告させていただきます。

本議案の主な内容は、事業費の最終見込みによる調整のほか、交付金等の確定及び最終見込み等による補正との説明でありました。

委員からは、歳入の20款．諸収入、6項3目．雑入の中で、宝くじ収益交付金について質疑がありました。

佐賀県に入ってくる配当金額としては、サマージャンボで県全体として3億9,200万円、そのうち武雄の配分として2,100万円程度、オータムジャンボでは県全体で1億6,000万円程度、武雄の配分として900万円弱という報告がありました。

また、歳出では、13款．諸支出金、4項1目．土地開発公社費での質疑の中で、現在市が保有している15億円ぐらいの土地に関して、今回、土地開発公社補助金として966万円の補てんが予算計上されているが、今後どれぐらいの補てんが見込まれているかとの質疑があり、将来の見通しとしては、民間への売却に伴う場合は、今後800万円弱の補てんが予想されているとのございました。ただ、市が簿価で買い上げを進めていくというのが大前提であるという答弁でございました。

本件は、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第23号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第23号議案 平成23年度武雄市一般会計予算について、審査内容と結果を御報告いたします。

主な委員会での質疑は、歳出の2款．総務費、2項1目．企画総務費の中で、廃止路線代替バス運行費補助金、さらに、地方バス路線運行対策費補助金、さらには、生活交通路線維持費補助金の予算の中身はどう違うのかという質疑がございました。

答弁としては、廃止路線代替バス運行費補助金は、バス路線の廃止に伴う地域住民への足を確保する目的で運行しているもので、市と県で負担をしているということでございます。

また、地方バス路線運行対策費補助金については、市が単独で補助金を支出しているということです。

それから、生活交通路線維持費補助金は、生活交通路線の維持ということで、他市にまたがる広域的な路線に補助をしているという答弁でございました。

また、9款．消防費、1項2目．非常備消防費で、今回新たに設けられた消防団資機材整備交付金200万円の交付先はという質疑の中で、武雄市消防団12分団及び女性分団に対して、団員数に応じて50%、部の数に応じて50%で、9万円から25万円の範囲で支給されるということでございました。

さらに、市税全般において、特定扶養控除の廃止に伴い、その影響額が武雄市においてどのくらい影響があるのかという質疑の中で、24年度からは住民税が総額で約1億3,000万円ほど増額になってくると、負担が出てくるという答弁でございました。

以上、本件は慎重審査の結果、分割付託されました本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。第12号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

今議会で本委員会に分割付託されました、第12号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第12回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は年度末を迎え、事業の精算による補正が主であり、各事業の確認を行いました。

委員会では、現状で一雨降れば災害となる、イノシシによる被害箇所が相当数市内各地で見受けられるため、イノシシの被害箇所を農林商工課として把握する必要があるとの指摘をしました。

同じく、イノシシ被害対策として、捕獲報奨金などの流れを確認いたしました。今後のイノシシ対策として懸念される、狩猟免許手数料、免許更新時にかかる費用の助成などについて、県や関係機関への働きかけを執行部に申し入れました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第23号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

第23号議案 平成23年度武雄市一般会計予算、分割について、審査の経過と結果を申し上げます。

雇用対策費では、ふるさと雇用基金事業の7事業は継続事業、緊急雇用創出事業は5事業

が新規で、16事業が継続事業となっており、両事業とも平成23年度にて事業が終了するとの説明を受けました。

地域の雇用情勢が一段と悪化する状況の中で、新たな雇用の機会を創出するために各種事業の確認を行いました。一般質問でもあっておりましたが、例えば、市道の維持管理に供する雇用など公共性の高い事業の創出を求めました。

なお、23年度で終了とされていますが、これにかわる新たな事業創設に期待するものです。

また、林業振興費における木造施設整備加速化事業補助金では、県産材の使用はもちろんのこと、地元の業者への発注を要綱などに加えるよう申し入れを行いました。

また、イノシシ対策費では、23年度は1,500頭の捕獲予想、報奨金を1頭当たり7,000円で1,050万円、捕獲用具の購入や捕獲活動費に150万円、計1,200万円との説明を受けました。

イノシシによる被害も減少することを期待するものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第12号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました、第12号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第12回）について、審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、主に精算に伴うものですが、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌の予防接種については、実績見込みから増額となっています。

また、武雄中学校仮設校舎借上料、武雄中学校教室棟改築工事については、入札の結果と23年度への事業割の変更で大幅な減額となっております。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第23号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第23号議案 平成23年度武雄市一般会計予算について、審査の内容と結果を報告いたします。

3款. 民生費、子ども手当は、現時点で、国が示しているとおおり3歳未満は2万円、それ以外は1万3,000円で、児童の延べ人数は22年度実績からの積算で、総額11億6,317万4,000円の計上となっています。

4款. 衛生費では、集団検診・個別検診の費用に加え、新規事業として、「男女共通で行う40歳～60歳までの5歳刻みの節目検診事業委託料」を計上してあります。

また、教育予算では、武雄小学校を初めとする大規模な改造工事が継続して計画をされております。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第12号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました、第12号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第12回）について報告いたします。

今回の補正の主なものは、都市計画総務費では、区画整理事業の換地用地として、開発公社で取得した国鉄清算事業団の土地を、土地開発公社債務保証等対象処分計画に基づき武雄市で購入するための増額補正、また、下水道管理システム構築委託料の入札減や和田住宅建てかえの設計等の入札結果による減額補正をお願いするものであると説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第23号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

第23号議案 平成23年度武雄市一般会計予算、分割付託されておりますことについて報告いたします。

審査の内容といたしましては、22年度4月設置分より施行されました「住宅用太陽光発電システム設置補助金」について、23年度においても1件当たり上限10万円、100件分の計上、和田住宅建替1期工事では、継続費により平成24年6月には入居予定との説明を受けました。

道路維持費においては、舗装補修、側溝整備等、山内、北方にそれぞれ1,500万円を含み、1億3,000万円の予算となっており、前年度比3,000万円の増額。

また、道路整備助成事業費においては、22年度から実施している「生活道路等整備事業補助金」について、生活道路等の地元施工ではあるが、一定の評価を得ているため、引き続き要望に応じていくとのことで、1,400万円を予算計上しているとの説明を受けました。

委員から、生活道路等整備事業補助金の1,400万円は限度額なのか、地元から申請が多く予算を超過するような場合の対応はどうするのかとの質問があり、執行部からは、今のところ、予算を補正しての対応は考えていない。それ以上の申請分については、次年度においてお願いすることになるとの回答がありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第12号議案及び第23号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第12号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第12号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第23号議案に対する討論を求めます。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

提案されております第23号議案 平成23年度武雄市一般会計予算について、反対の立場から意見を述べたいと思います。

歳入で言いますと、国の政治のあり方、もちろん地方政治も変わってくるわけでありましてけれども、いかに国民、市民の懐を改めるのか、内需拡大がまず基本でなければならぬなどということを考えております。経済の不況を克服していく上でのかぎを握るのが、いわば内需拡大じゃないでしょうか。

歳入の自主財源が、前年比で言いますと、例えば、7,100万円の個人市民税が減、全体で2億5,812万2,000円、率に直しますと3.9%落ち込んでいると。そういうことなどを考えてみますと、固定資産税については税率の引き下げがあって、当初予算で3,606万円の、これは税率の関係で減になっております。

先ほど言いましたけれども、本当今の経済不況の中で、特に地域の経済、地域が本当に冷え込んでいる。先ほど雇用の問題でも話をしましたけれども、そういった意味で、歳出で見ますと、新幹線建設負担金1,753万円、この事業にかかわる武雄温泉駅周辺整備事業、これが2,999万9,000円、約3,000万円。国はこれに660万円、地方債で1,570万円、一般財源などで769万9,000円。

県民アンケートを昨年からとっているわけですがけれども、この新幹線長崎ルート建設を進めていっても、県内のある大手の社長ですがけれども、自分たちに仕事が回ってこない。そういう意味では否定的な意見が述べてありました。

次に、13款 諸支出金の1項にあります公営企業費に関してであります。

工業用水道事業会計への繰出金5,400万円、先ほど委員長報告では前年度5,700万円、これが本年度5,400万円。ここにも今の不況が反映している。企業が、あと1区画残っているわけですから、そういう点では、もともとこれは県営工業団地でありますので、もちろん工業用水については地元が中心に水資源の開発を進めていくと、それは当初の約束であったわけです。

しかし、これをいわゆる余剰水の多目的利用をできないのかという問題もあるかと思えます。

もう1つは、県への財政支援、先ほど言いましたような余剰水の多目的利用、これをいかに拡大していくのかと。企業債に対する元利償還、企業債残高の元利分の繰り上げ償還など、担当としては比較検討しながら努力をされていることはわかります。

いずれにしても、このまま放置していかざるを得ないのかと。いわば諸支出金などにある

わけですけれども、一工夫、二工夫していく必要があるのではないかなということを考えるわけであります。

どちらが一般会計からの繰り出しが少なくて済むのかと、そういう努力もされておるんでしょうけれども、県営の工業団地ですから、県に対する助成も含めて、大いに指摘をし、要請もすべきじゃないのかなということなどを述べて、第23号議案に対する反対の意見といたします。

○議長（牟田勝浩君）

賛成討論を求めます。19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

ただいまの件につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

内需拡大が必要なことは重々わかりますが、今年度は特に、今の日本の現状を見たとき、予算的に必要とは認めながらも、我慢するべきところは我慢をし、今年度は日本国民一丸となって頑張るのが筋だと思いますので、賛成の立場から討論をさせていただきます。議員各位の同意をよろしくお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

ほかはよろしいですか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第23号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立による採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第23号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第34 第35号議案

日程第34. 第35号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第35号議案 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員で教育長であります浦郷究氏の任期が本年4月28日をもって満了をいたします。つきましては、今まで4年間の浦郷氏の実績等を高く評価し、引き続き浦郷氏を教育委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

なお、浦郷氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴書のとおりであります。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第35号議案に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第35号議案は所管の常任委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は所管の常任委員会付託を省略することに決定しました。

第35号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決を行います。これより第35号議案を採決いたします。本案は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案、すなわち浦郷究氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第35 諮問第1号

日程第35. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の蒲地康義氏の任期が平成23年6月30日をもって満了することに伴い、後任といたしまして、久原義博氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

なお、久原氏の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。よろしくお願いたします。

○議長（牟田勝浩君）

諮問第1号に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定しました。

諮問第1号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は何ら異議なき旨を市長に答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定しました。

日程第36 第36号議案

日程第36. 第36号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第13回）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第36号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第13回）について御説明申し上げます。補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に1,000万円を追加し、補正後の総額を225億7,186万2,000円とするものでございます。

第2条で、今回の補正に係る事業については、平成23年度に繰り越して事業を行う必要がありますので、繰越明許費の補正をお願いいたしております。

補正予算説明書(4)ページをごらんください。

今回の補正では、今月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震により被災された方々を支援するための経費をお願いいたしております。

具体的には、市の職員等が被災地に赴き復興の支援などを行う際の旅費や、被災された方々への受け入れに要する経費をお願いいたしております。

なお、今回の補正予算の財源は、財政調整基金からの繰り入れで対応することにいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第36号議案に対する質疑を開始します。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

復興費用の800万円の中に、旅館に受け入れをしてもらうとして、旅館に対して補助をするということだったんですけれども、ほかの公民館とかは無料でいいと思うんですけれども、旅館はお客さんを断ったりして入れるということになると思うんですけれども、その辺での補助というのは、どういうふうな考え方になっているのかお聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

武雄市タウンステイ構想という中で、御指摘のように、旅館のほうに泊まっていただくということを考えております。その旅館について補助というお話でございますが、この予算の中では、扶助費と旅費というふうに当面させていただいております。旅館でどのような経費が要り、どのような補助をすべきかというのは十分検討した上で、その支出のあり方について検討させていただきたいと。で、急を要するものについては、内部での災害救助費の目の中での流用も考えて対応いたしたいというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

補足をいたします。

先般の予算が可決されたと同時に、これ、旅館、ホテルによっていろんな差があります。今、実際は旅館組合等と協議の最中でありますので、市民の皆さんたち、納税者の皆さんたちの御理解を得る範囲で私どもで基準をつくって、その基準に基づいて支弁をしたいと、このように思っておりますので、もうしばらくその件の時間をいただければありがたいというふうに思っております。

何せ急を要する経費でございますので、本来ならば、きちんと基準をつくってお諮りするの筋でありますけれども、こういった緊急災害でございますので、重ねて御理解をお願いしたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第36号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

〔23番「議長、議事進行」〕

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）

さっき気づけばよかったんですけども、日程第34から追加ですよ。議運に諮って追加をされるということになっとっですかね。いや、議長諮らなかつたですから私、気づかなかつたんですけども、大事なところですけど、これは議運に諮れば、ここに追加日程って上げずに直ちに日程として上がるという解釈でいいんですか。ということになれば、やはりここで意見書第1号、第2号出ていますね。ここに例えば、委員会設置条例を出そうと思えば出せるわけですよ。ということになるんですかね。わざわざ動議で出さなくても、議運に諮るということになれば真つすぐのということなんですか。

追加日程として諮っていくんだと——それは議運では諮られておるですよ。それはよくわかります。議運で諮って一致したから出すんですけど、議長の取り扱いとしては、追加日程第34と、ここから追加日程ということになるとやなかかと、その計らいはせんでよかですか。ということになれば、被災者支援特別委員会をここでつくろうやというときには、真つすぐ出していいということになりますけど、そこはどういうふうに整理したらいいんでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

追加日程に関しましては、きょうの冒頭のところに何号議案から追加日程をしたいと思いますという形で報告をさせていただきました。（発言する者あり）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）（続）

だから、諮るべきじゃなかかと言っているんですよ。お諮りしますという話は、追加日程にしますという話にはならないと思うんですよ。私の聞き間違いかわかりませんが、冒頭に言うたということであれば、きょうはこの分については追加しますよ、いいですかという話があつておる——言われたかわかりませんが、それをちゃんとされているかということですよ。追加の上げ方の話ですよ。

だから、そういうことで上げられないと思うからこそ、今ちょっと苦労しながら動議で出

そうとしよるわけですね。しかし、それが議運で諮ることによって直ちに上がるということであれば、今後私もそういう形で上げていきたいと思いますので、じゃあ議運を開いてくださいということは、どうしたら言えるかということになりますけどね。そこはやっぱり追加日程として、議長は議運でまとまったから追加日程として改めてこの議場で諮っていくというのじゃなかかと思うんですけどね。

だから、最後に持ってきて、ここから追加日程ですよ。今提出されておりますので、この分について追加日程にしますよ、御異議ございませんかという話になっていくとやないかと思えますけれども、議運で諮ればいいということになれば、また議運を開いてくださいという話にしかないですから、そしたら、議運でということであれば、議長にお願いして議運を開いていただければ直ちに上がるということ、そういう省略ができれば、そっちのほうで物を上げていけば早いと思いますので、そこ見解をちゃんと聞いておきたいと思えますけど。

○議長（牟田勝浩君）

先ほど黒岩議員から議事進行を出されました分で、確かに議運で諮った分で議運で可決したものを、きょうの冒頭に何号議案から何号議案まで追加を上程いたしますというところでやっております。これは慣例でやっておりますけれども、黒岩議員がおっしゃるのは、追加上程したいと思えますけれども、いかがでしょうかという、そういう諮りがなかったという部分じゃなかと。（「いや、違うさ」と呼ぶ者あり）

〔21番「ちょっと休憩して」〕

暫時休憩いたします。

休	憩	14時15分
再	開	14時17分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

今までも同じような形で追加日程いたしますという形でしていたので、それは必要とあれば議運を開いてやる分には大丈夫だと思います。

〔23番「よかです、議事進行」〕

よろしいですか。

日程第37 意見書第1号

日程第37. 意見書第1号 JKA交付金制度の改善を緊急に求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。13番山崎議員

○13番（山崎鉄好君）〔登壇〕

意見書第1号について趣旨説明をいたします。

競輪事業においては、長引く景気の低迷やレジャー産業の多様化等により、車券売り上げは大幅に減少している状況であります。そこで、この競輪事業の存続さえ危ぶまれる状況が続いております。

そこで、その事業の継続を図るためには、平成23年度から交付金の交付率を総体で1%以下に強く要望するものでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（牟田勝浩君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会から提出したものであり、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することと決定いたしました。

意見書第1号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

意見書第1号を採決いたします。

お諮りいたします。意見書第1号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第1号は、明記されています関係機関への送付を直ちに行いたいと思っております。

日程第38 意見書第2号

日程第38. 意見書第2号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。3番上田議員

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

意見書第2号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書について、提出者の趣旨説明をさせていただきます。

皆さん御存じのように、国においては、昨年6月、少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定し、今後、詳細な検討の上、平成25年度から新制度の施行を目指すものとなっております。

この新システム、つまり幼保一体化のこども園構想ですが、これにより3つの重大な課題が生まれてくると考えております。

1つは、保護者と保育所との直接契約制であります。

従来は保護者と市が契約を結び、その委託先である各保育園が保育を行うことにより担保されておりました市の保育の実施義務が、この保護者と保育所との直接契約制により、市はいわば第三者的な立場になってしまいます。これにより、市が関与できることが極めて少なくなり、今後、各家庭の経済的理由や、また、運営する保育所の理由で必要な人が利用できなくなる事態が生じることが懸念されます。つまり、保育難民の子どもたちが生じることを危惧されております。

そして、2つ目は、保育料の応益負担であります。

これも従来は保護者の所得に応じて算定されていた保育料ですが、これがサービスの内容によって負担が必要になるという点であります。

この応益負担は、つまり受けた保育の内容によってというものでありますので、例えば1時間幾らという設定も考えられるでしょう。そうすると、保護者の負担が増加することも容易に推察されます。そして、それに対応する保育所側も、保育士の確保などの運営も行き詰まることが予想されます。

さらには3点目、現行では社会福祉法人、また、学校法人が事業主体となっている分野へ民間企業を含む多様な事業主体の参入が実施されれば、市場原理が働くことにより、本来保育は福祉という原則から逸脱し、利益追求型の保育が実施されることにもつながるのではないのでしょうか。

多様な事業主体の参入については、現在の認可保育園の最低基準が緩和されることも容易に推察されます。そうすると、保育の質の低下につながるのではないかと危惧しております。

何よりそういう状況下で、保育は福祉であります。行政の関与、つまり市による保育の実施義務がなくなることが最大の課題になると私は考えます。

そういうことから、ここに記載しております、「1. 国及び市町村の公的保育責任を大きく後退させる「子ども・子育て支援システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度ではなく、児童福祉法第2条及び第24条により国及び市町村の保育の実施が明確に義務付けられている公的保育制度を堅持、拡充すること。」、「2. 国の責任において緊急に認可保育所等を整備し、待機児童の解消を図ること。」、「3. 規制緩和や待機児童解消の名の下に、児童福祉施設最低基準を後退させないこと。」という意見書を、ここにいる皆さんの御同意をいただきまして、関係機関に提出させていただきたいと思っております。

以上で提出者の趣旨説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

提出者に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会から提出されたものであり、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定しました。

意見書第2号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

意見書第2号を採決いたします。

お諮りします。意見書第2号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第2号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

ここで、議事の都合上、暫時休憩いたします。

休	憩	14時24分
再	開	14時50分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど採択されました第4号議案に係る議提第1号を追加上程いたします。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました議提第1号を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議定第1号を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

日程第39 議定第1号

日程第39. 議提第1号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。3番上田議員

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

議提第1号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者としての趣旨説明を行います。

武雄市部設置条例の一部を改正する条例施行に伴い、総務委員会中の項中、「政策部」を

「政策部、つながる部」に改めることが必要になりますので、この案を提出いたします。よろしく申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

提出者に対する質疑を開始いたします。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

せっかく武雄市議会委員会条例の改正ですよ。そういう改正になれば、これに追加して、けさほど決議いたしました被災者支援特別委員会を設置するということをつければ、やっぱりそれはすべきだと思うんですよ。だから、せっかく現状に合わせた、今の世の中に合わせて武雄市議会委員会条例の一部を改正するのであれば、そこまで御苦労されて、それはすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

3番上田議員

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

そこまで協議しておりませんでした。

〔23番「議事進行」〕

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）

先ほどからる議事進行を言っておりますけれども、やり方が逆さまじゃないかという話ですよ。だからこうなってくると思うんですよ。ここでみんなの意見が一致して条例を変え——どうせ特別委員会の設置をお願いしようかなと思っているわけですので、じゃあここでそれを入れることによってできるはずなんです、議長も。あえて動議を出して分けなければならぬ理由は何でしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

特別委員会の設置まであわせてできなかったというふうな質疑だと思うんですけども、大変申しわけないんですけども、今回ちょっとそこまで回りませんでした。いろんな場面も考えられますけれども、今回そういうのが出されて初めてそういうことで動議が出されてしまったので、その手前の段階で、そこまではちょっと。

〔23番「違う違う。はい、議事進行」〕

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）

私が言っているのは、議長の意見じゃなくて、それができないかと聞いているんです。特別委員会を設置するというのをこの条例にかますことができないかと聞いているんですよ。その議事の進め方を聞いているんですけど。

○議長（牟田勝浩君）

今、23番黒岩議員からの議事進行についてですけれども、一緒にあわせてできるのかということなんですけれども、一番そもそもこちらのほうの上田議員が説明した部分は、所管委員会の入れかえの部分でありました。特別委員会の設置という形のところとはちょっと違うと思いますけれども、一緒に議題を出そうと思えばできたと思います。

〔23番「できるかでけんかということ」〕

今すぐですか。

〔23番「今できるなら修正動議みたいに出さるっ」〕

暫時休憩します。

休	憩	14時56分
再	開	15時1分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事進行ですけれども、先ほど23番黒岩議員がおっしゃいましたように、一つの手順として、できないことはないと思います。ただ、今回はこういうことで私の配慮が足りませんでしたので、こちらのほうで進めていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔23番「じゃあこれ、反対にすっばん」〕

よろしいでしょうか。（発言する者あり）

提出者に対する質疑を再度開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

議提第1号に対する討論を求めます。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

あえて議案の取り扱いについて反対をいたしたいと思っております。

と申しますのは、通常、いつも言うように、執行部と議会は両輪のごとし、これは言われるとおりでございます。そういうことで、今回は「政策部、つながる部」ということで、さらに部を設置していこうという形でございますので、これはもちろん大賛成でございます。

しかし、同じく委員会条例を改正するということになれば、きょう一番話題になりました

決議がございます。その決議については、今、本当に被災者の方が泣いておられる。飯も食えない、そういう状態の中で、直ちに特別委員会をつくろうというのが当然この条例に入るべきでございます。それをしなくて後でそれを持ってくる、それはわかりませんが、この段階で早目に、条例改正するときに当然、被災者支援特別委員会を設置するべきでございますし、その部分が欠けていると、そういう意味から反対いたしたいと思います。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかにございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議提第1号は原案のとおり可決されました。

また、小池議員外2名から被災者支援特別委員会の設置の動議が提出されました。被災者支援特別委員会設置の動議は2人以上の賛成者がありますので、この動議は成立いたします。

お諮りいたします。この際、小池議員から提出されました被災者支援特別委員会の設置の動議を日程に追加し、直ちに議題にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、本動議を日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

日程表を配付しますので、暫時休憩いたします。

休	憩	15時4分
再	開	15時5分

○議長（牟田勝浩君）

再開します。

日程第40 被災者支援特別委員会設置の件

日程第40. 被災者支援特別委員会設置の件についてを議題といたします。

提案者からの趣旨説明を求めます。15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

被災者支援特別委員会設置の趣旨説明を行いたいと思います。

3月11日発生いたしました東北地方太平洋沖地震、津波、原発災害で被害を受けられた方々を救援するため、物心両面でのあらゆる支援を全市民に呼びかけるとともに、本市議会も被災者の方々の苦難に思いを寄せ、人的支援を含め、市民の先頭に立って全力で支援する

ため、武雄市議会では、本日、東北地方太平洋沖地震の支援に関する決議を行いました。また、市が設置いたしました政策部被災者支援課、武雄市タウンステイ構想への支援、被災地への人的派遣を含めた支援、防災に関する諸問題解決を目的とする被災者支援特別委員会を、議長を除く25名の議員により設置を要望するものです。

以上、提案いたします。

○議長（牟田勝浩君）

本案に対する質疑を開始いたします。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

ただいまの趣旨、それから、委員会設置をして取り組むということについてのことは十分わかりますので、とかく申し上げるものではございません。心から賛同します。

ただ、問題は、やはり議会の委員会ですから、単に被災者支援特別委員会ということになると、中にはいろんな被災者がいらっしゃることになるわけですよ。そういうときに、じゃあ特定した場合に、その委員会設置のときに、この表題ですね、委員会の名称については、もう少しきちんとした形で出されたほうがいいんじゃないかと。被災者支援特別委員会という形だけしかできませんので、非常に教条主義的な表現ですけれども、そこら辺については、やっぱりきちっとされた方がいいんじゃないかという気がして、その点についてどうかということをお尋ねします。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

今から全部で話し合うてようなかですか、皆さんで。

〔24番「いや、そういうわけにはいかん。名称ですから」〕

済みません、間違えました。行政にあわせた設置がよかろうということで、この名称をさせていただきます。

〔24番「もういいです」〕

○議長（牟田勝浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略します。

本案に対する討論を開始いたします。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

先ほども申しましたけど、本当に被災者の方を救うと全議員一丸となって特別委員会をつくっていくということでございます。先ほど議提第1号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例の中でも言いましたけれども、いつときも早くこの人たちに対して手を差し伸べるべきだ、そういう形を思っておりますし、本特別委員会設置には大賛成ということを表明しておきます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより本案を採決いたします。

本案は、提案のとおり議長を除く25名の議員による被災者支援特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して調査、検討することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この件は議長を除く25名の議員による被災者支援特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して調査、検討することに決定いたしました。

次に、特別委員の選任は、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、議長を除く25名の全議員を特別委員に指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。ただいま指名しました議長を除く25名の全議員を特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選でありますけれども、議長において指名することに御異議ございませんか。（「委員会の委員長はその委員会で決めんばいかん」と呼ぶ者あり）はい。

暫時休憩いたします。

休 憩 15時11分

再 開 15時12分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、報告します。

委員長に15番小池議員、副委員長に6番松尾陽輔議員でございます。

日程第41 閉会中継続審査申出について（請願第1号）

日程第41. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、審査中の請願第1号「玄海原発3号機の放射能漏れの原因究明を求める意見書」採択を求める請願については、今後引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。総務常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第42 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）

日程第42. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

最後に、さきの一般質問で起きました山口昌宏議員からの議事進行につきましては、谷口議員の発言の中において、裁判がおくれた理由を、日程調整以外でおくれたというふうにとられる部分があります。実際本人に確認しましたところ、日程調整のみがその部分でおくれたという確認までいたしました。

執行部からの説明では、究釈明申立書の回答がおくれて審議に入れないというところまで我々は報告を受けていますけれども、その点において、谷口議員は日程調整以外でおくれたという誤解を持たれる発言がありましたので、今後、議事録を起こしながら、各関係機関と正副議長と議会運営委員会で相談しながら精査していきたいと思っております。

また、平野議員の議事進行につきましては、ただいまのところ確認をとっております。

以上でございます。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもって、平成23年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 15時15分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 牟田 勝 浩

〃 副議長 小池 一 哉

〃 議員 上田 雄 一

〃 議員 黒岩 幸 生

〃 議員 江原 一 雄

会議録調製者 筒井 孝 一